



## 市内での新生活を応援しています 更なる定住促進を図ります

市は、市内定住を促進し、人口の増加と地域経済の活性化を図るため、住宅の新築や空き家の改修に対する助成金制度を実施してきました。平成24年度から対象要件を拡充して、更なる定住促進を図っています。

■問い合わせ 市民課定住対策室 ☎0282

### 定住促進住宅新築助成金

#### ◆対象者要件

市内に住宅を新築しようとする人で、次のいずれかに該当する人

- (1) 本市に定住の意思をもって移住しようとする人
- (2) 本市に住民登録を有し未成年の子を養育する人
- (3) 本市に住民登録を有し助成金の交付申請日において満40歳以下の人  
(ただし、市税等を完納していること)

#### ◆補助対象事業及び助成額等

注) 事業着手前の申請が必要となります

| 助成区分 | 補助対象事業  | 補助率            | 交付限度額                       |
|------|---|----------------|-----------------------------|
| 用地取得 | 住宅用地を新たに取得し、取得後3年以内に新築する場合  | 用地取得費用の10分の1以内 | 60万円                        |
| 住宅新築 | 5年以上暮らす住宅の新築について、市内に事業所を有する建築業者が施工する場合で、助成金交付決定の年度から翌年度以内に工事が完成する場合 | 新築費用の10分の1以内   | 3世代住宅を新築し3世代世帯で居住する場合 100万円 |
|      |   |                | 未成年者を養育する場合 75万円            |
|      |   |                | その他 50万円                    |

### 定住促進空き家改修助成金

#### ◆対象者要件

- ・5年以上賃貸、または無償で使用させる空き家を所有する人（3親等内の賃貸等を除く）
  - ・5年以上暮らす空き家を購入もしくは賃貸又は無償で使用する人（3親等内の売買・賃貸等を除く）
- であって、次のいずれかに該当する人
- (1) 本市に定住の意思をもって移住しようとする人 または移住後6ヶ月を経過しない人
  - (2) 本市に住民登録を有し未成年の子を養育する人
  - (3) 本市に住民登録を有し助成金の交付申請日において満40歳以下の人  
(ただし、市税等を完納していること)

#### ◆補助対象事業及び助成額等

注) 事業着手前の申請が必要となります

| 補助対象事業   | 補助率           | 交付限度額 |
|--|---------------|-------|
| (1) 市内の建築業者（個人事業主を含む）が対象工事の施工業者であること                                       | 改修工事費用の3分の1以内 | 50万円  |
| (2) 空き家の購入又は賃貸等の契約成立後、6ヶ月以内に発注する工事であること。                                   |               |       |
| (3) 空き家の居住の用に供する部分（店舗、倉庫等の用途に係るものを除く。）に関し、機能回復のための修繕工事及び設備改善のための改修工事であること。 |               |       |
| (4) 対象工事に要する経費が30万円以上であること。  |               |       |
| (5) 補助金の交付決定を受けた年度内に工事を完了し実績報告書の提出ができること。                                  |               |       |



## 宅地を探している人へ 分譲宅地4区画を公募

市は、分譲宅地の未売地4区画の分譲について、次のとおり公募しています。

■問い合わせ 都市整備課住宅係 ☎0237

#### ◆分譲の条件

- ・譲受人の資格は、自分で使用する宅地を必要としている人（住所は市内外を問いません）
- ・分譲を受けた日から3年以内に住宅を建設すること
- ・分譲を受けた宅地を他人に譲渡したり、貸し付けたりしないこと
- ・分譲契約書の条項、市宅地分譲規則に違反しないこと

#### ◆分譲受け付け

随時先着順にて受け付けます。

#### ◆受付時間

午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝祭日は除きます。）

#### ◆申込方法

所定の申込様式によりお申し込みください。

#### ◆分譲の内容

| 分譲宅地 区画番号 | 所在地         | 分譲面積    | 分譲価格<br>(必要経費は別途) |
|-----------|-------------|---------|-------------------|
| 奥万田分譲地 4号 | 奥万田町3131-8  | 228.32㎡ | 7,087,201円        |
| 上谷分譲地 1号  | 上谷町4423-1   | 197.67㎡ | 7,760,497円        |
| 成美台分譲地 2号 | 成羽町成羽2307-6 | 222.73㎡ | 6,186,866円        |
| 成美台分譲地 5号 | 成羽町成羽2307-9 | 172.91㎡ | 2,844,718円        |

※区画の形状や立地条件など詳細については、都市整備課住宅係へお問い合わせください。  
また、現地見学を希望する人は日程調整の上、ご案内します。

### 市内に空き家をお持ちの皆さんへ

## 空き家・空き農地の情報を提供ください

市は、平成19年度から空き家・空き農地情報バンク制度を設け、市内に増加する空き家・空き農地の情報収集と情報提供を行っています。高梁市での田舎暮らし等に関心を持ち、空き家情報を求めるバンク利用登録者は県内外で190人を越え、現在までに登録いただいた空き家34件のうち26件で交渉が成立しています。



現在、空き家の問い合わせが増加する中で、情報提供できる空き家が不足している状況です。貸したい・売りたい空き家をお持ちの人は、情報提供にご協力ください。

#### ◆手続きの流れ



#### 情報ボックス

##### 高梁市で暮らしたい皆さんへ

市内で空き家や空き農地として登録されている物件を売買または賃貸借を行う場合、「空き家・空き農地情報バンク」への登録が必要となります。  
登録は、利用希望登録申込書と誓約書を市民課定住対策室へ提出していただき登録後、物件の情報を郵送でお知らせします。  
※最新の空き家、空き農地の情報は、市ホームページ（<http://www.city.takahashi.okayama.jp/>）からご覧いただけます。  
※市は売買または賃貸借の仲介は行いませんので、情報利用者は所有者と直接交渉してください。

■問い合わせ 市民課定住対策室 ☎0282